

関係学校法人理事長 様
関係私立中学・高等学校長 様

公益財団法人東京都私学財団

J E Tプログラム実施に係る照会について (回答)

皆様におかれましては、平素より当財団事業にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当財団では、本年度より、一般財団法人自治体国際化協会（以下「CLAIR」といいます。）によるJ E Tプログラムを活用した外国語指導助手（以下「J E T参加者」といいます。）を配置された学校法人に対して、必要な経費について助成する「私立学校外国語指導助手活用事業」を実施することとなったことは、皆様すでにご案内のことと存じます。

このことに関して、各学校法人からお問い合わせいただいている内容について、東京都生活文化局私学部に照会したところ、以下のとおり取り扱うことが望ましいとの見解が示されましたので、ご連絡いたします。

記

1 J E T参加者の人件費区分について

受け入れたJ E T参加者の給与等人件費は、「本務職員」として処理することが望ましい。

なお、J E T参加者の給与等人件費については、経常費補助の申請対象にはならないので、ご留意願いたい。

2 助成金交付に係る会計処理について

本事業に係る助成金については、以下のとおり、会計処理することが望ましい。

【前提条件】

- ①J E T参加者を雇用するために必要となる費用で、本事業における助成対象経費全体を1,000とします。
- ②助成対象経費1,000のうち、通勤手当を含む人件費及び指導力向上研修受講に係る出張旅費を800とします。
- ③上記②の800のうち、人件費を750、出張旅費を50とします。
- ④助成対象経費1,000のうち、私学財団が一括して納付する費用は200とします。
- ⑤私学財団が一括納付する200の内訳は、以下のとおりとします。

・CLAIR等に納付するJ E Tの来日渡航費用	110
・CLAIR特別会費	30
・傷害保険負担金	20
・来日直後オリエンテーション経費招致費用	40
- ⑥上記④については、学校法人が負担する費用ですが、事務の合理化を図るため、CLAIRからの請求に基づき、私学財団が一括して支出します。
- ⑦私学財団は、学校法人に対して助成対象経費全体の1,000で助成金交付決定を行い、助成金交付時に200を差し引いた学校法人の実支払額の800を交付します。

上記前提条件を踏まえた場合の学校における会計処理

(改正後全文)

○ JET参加者の人件費・通勤手当・出張旅費

(借方) 職員人件費	750	(貸方) 現金	800
教育研究経費 旅費交通費	50		

※実際は毎月取引が発生することとなりますが、上記は例示としてお示ししています。

○ CLAIR への支出

私学財団が学校法人からの委任を受けて事業費として 200 を支出するため、この段階では取引はありません。

ただし、200 については、私学財団が一括して支出しますが、費用の負担は学校法人です。

○私学財団からの助成金交付時

(借方) 現金	1,000	(貸方) 私学財団補助金収入	1,000
(借方) 管理経費 旅費交通費 (来日渡航費用)	110	(貸方) 現金	200
管理経費 諸会費 (特別会費)	30		
管理経費 福利費 (傷害保険負担金)	20		
管理経費 旅費交通費 (オリエント経費)	40		

※CLAIR に対する支出額は、人事に要する費用であり、基本的に管理経費に該当します。

お問い合わせ先

公益財団法人東京都私学財団総務部企画課 (担当：西川・青木)

メール：jetsupport@shigaku-tokyo.or.jp